

令和元年 8 月 27 日

経済環境委員会資料

農林水産部

目 次

【報告事項】

- 1 豚コレラに関する経緯及び対策等について …… 1 頁
- 2 果樹産地監視カメラ等導入支援事業について（新規）… 7 頁

豚コレラに関する経緯及び対策等について

1 豚コレラに関するこれまでの経緯について

7月27日：富山市葛原地内（大沢野）で、死亡した野生イノシシを発見

7月29日：県において、県内全養豚施設への立入り検査（全て異常なし）

7月30日：①国機関による精密検査の結果、上記イノシシの豚コレラ感染が確定

②県において、当該イノシシ発見地点を中心とした半径10km以内の市内3施設（うち1施設は県畜産研究所）を監視対象施設に設定し、次の対応となった。【資料1参照】

・豚の状況を毎日県に報告

・豚の移動が制限され、移動する場合は県の許可が必要

③感染イノシシ発見地点から半径10km圏内及び周辺エリアで捕獲されたイノシシについては、当面の間、全頭感染調査の対象とする。

※調査期間については、県から指示あり

④富山市農林水産部家畜伝染病対策会議を開催

7月31日：市内各猟友会役員、県担当課、市農林水産部担当課による「野生イノシシへの豚コレラ感染対策会議」を開催

8月1日：富山市家畜伝染病対策本部会議を開催（部局長会議開催時）

8月12日：大沢野細入地域・八尾地域（25箇所）で、経口ワクチン散布のための餌付けを開始

8月22日：上記25箇所、経口ワクチンの散布を実施

2 豚コレラ感染イノシシ対策について

（1）捕獲強化のための捕獲檻の整備

イノシシの捕獲を強化するため、国の鳥獣被害防止対策交付金事業を活用し、捕獲檻を追加整備する。

① 対策内容

- ・事業主体：富山市鳥獣被害防止対策協議会
- ・整備内容：イノシシ用捕獲檻 65基
- ・事業費：7,150千円（@110千円×65基）

- ・市負担：1,788千円（補助金：富山市鳥獣被害防止総合対策事業補助金）
- ・補助率：国1/2、県1/4 ⇒※県から事業主体に直接交付
市1/4 ⇒※市から事業主体に交付
- ・予算対応：緊急に対応が必要であったため、予備費にて対応
- ・執行状況：8月6日入札及び発注⇒順次納入予定（納入期限9月27日）

② 市内の捕獲檻の設置状況

- ・令和元年8月1日現在設置数 112基
- ・9月27日までに追加整備分（65基）を設置完了予定（合計177基）

(2) イノシシへの豚コレラ経口ワクチンの散布

国より経口ワクチンの提供を受け、次のとおりワクチン散布を実施

(1回目散布ワクチン数 1,200個：60箇所分)

① 経口ワクチンの散布場所

- ・大沢野細入地域（12箇所）、八尾地域（13箇所） 【当初500個】
 - ・大山地域（12箇所）、婦中地域（11箇所）山田地域（12箇所）、【追加700個】
- ※当初分ワクチンについては、感染イノシシが発見された大沢野細入地域と養豚施設が立地する八尾地域において先行散布

なお経口ワクチンの散布場所については、猟友会と協議し、獣道等イノシシの出没可能性の高い場所を選定、散布作業は猟友会員、県及び市職員で実施

② 経口ワクチンの散布手順

ア 餌付け

ワクチンをイノシシに食べさせるための餌付けを10日間実施

大沢野細入地域、八尾地域 8/12～

大山地域、婦中地域、山田地域 8月下旬開始予定

イ ワクチン散布

ワクチンの散布方法は、1箇所につき10穴を掘り、1穴につき2個のワクチンを散布

大沢野細入地域、八尾地域 8/22 散布済

大山地域、婦中地域、山田地域 9月上旬散布予定

ウ 捕獲

ワクチン散布10日後から、散布場所周辺に捕獲檻を移動し、捕獲したイノシシは、サーベイランス調査（抗体状況を把握する調査）を実施

※2回目のワクチン散布については、県の指示を受け別途実施予定

3 養豚施設における豚コレラ対策について

- (1) 県から県内全養豚施設に対し飼養衛生管理基準の遵守徹底について指導
- (2) 県から県内全養豚施設に対し消毒資材（消石灰）の配布
- (3) 監視対象施設となった市内3施設については、野生イノシシ等侵入防止柵は既に設置済み

4 養豚施設で豚コレラが発生した際の対応について

- (1) 家畜伝染病予防法に基づき、県が防疫措置等を実施し、市は県が行う防疫措置等に協力する。
- (2) 県で実施すること
 - ① 発生農場内の豚全頭を、原則として判定後24時間以内に当該農場内にと殺
 - ② と殺した豚を、原則として判定後72時間以内に当該農場またはその周辺において埋却処理 等
- (3) 市で実施すること
 - ① 富山市家畜伝染病対策本部会議を開催し、県からの協力依頼に応じ人員等を各部に要請（一般職員、保健師、獣医師等）
 - ② 市職員（一般職員）の作業内容
 - ・ 殺処分の補助（豚の誘導、獣医師の手元）
 - ・ 豚舎の清掃
 - ・ 豚舎及び消毒ポイントでの消毒作業 等
 - ③ 防疫作業等に従事する職員の健康・メンタルヘルス対策
 - ア 防疫作業現場には、県が保健師を配置し、心身のケアを実施
 - イ 保健所保健予防課において公認心理師等による相談体制を新たに構築
 - ウ 医務室で実施している看護師や産業医、臨床心理士等による既存の相談体制においても通常の相談に加え、状況に応じて臨時相談を行い、支援体制を強化
 - エ ストレスチェックの実施
 - オ 従事者マニュアルの中で健康・メンタルヘルス対策を周知
- (4) と殺処分を行った養豚業者へ対する支援制度
 - ① 家畜伝染病予防法に基づく殺処分の場合、豚コレラの患畜等については、通常の手当金と合わせて特別手当金を交付し評価額を全額支援
 - ② 家畜購入費や飼料費など経営再開資金の融資 等

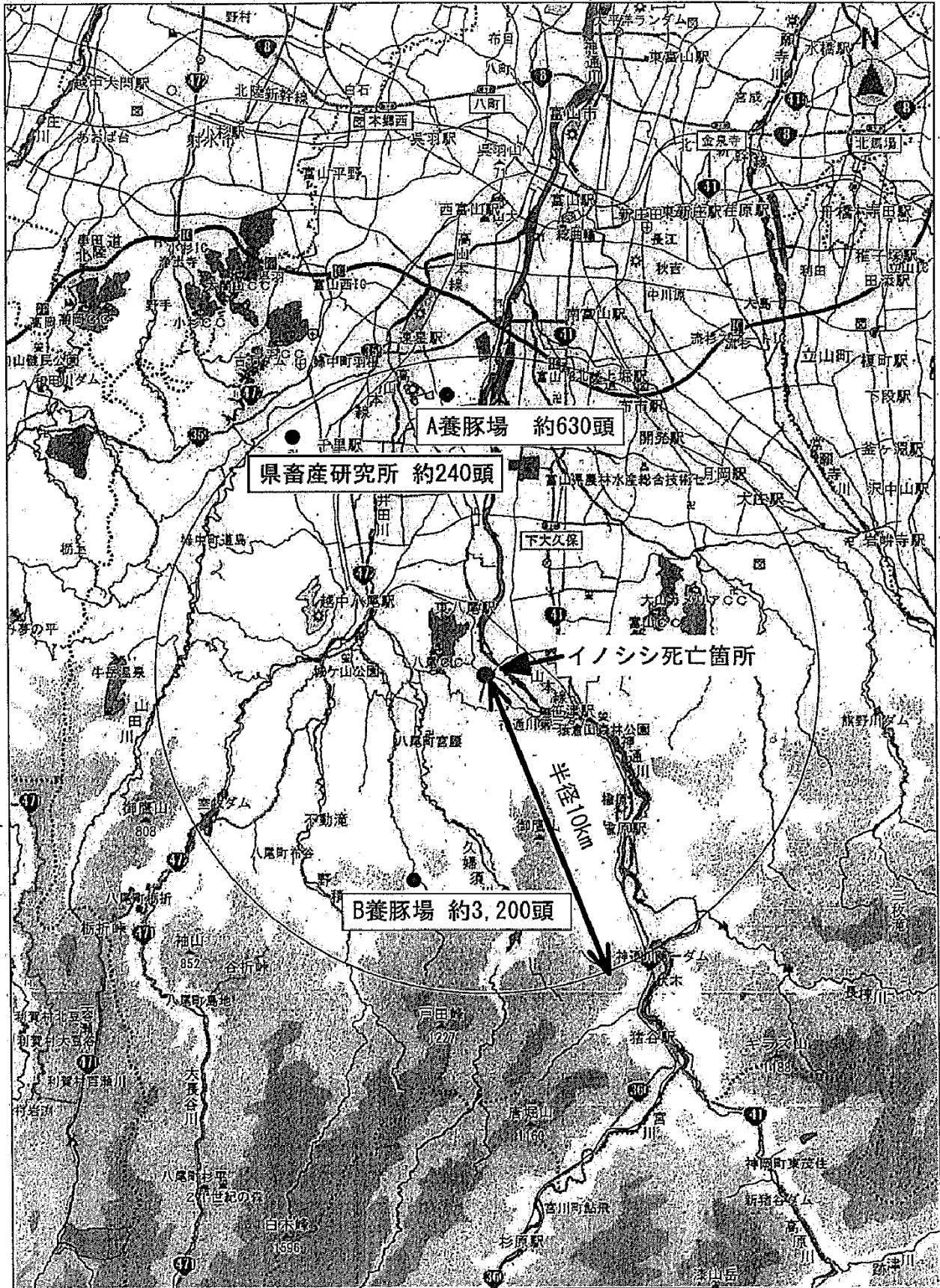
(5) 風評被害防止対策

次の内容を市HPで2回周知

「豚コレラは、豚やイノシシの病気で、人に感染することはありません。感染した豚の肉が流通することはありませんが、万が一、感染した豚肉を食べても健康に影響はありません。」

〈参考〉

飼育豚へのワクチン接種のメリット・デメリット (資料2参照)



頭数：平成31年2月1日現在

ワクチン接種のメリット・デメリット

【メリット】

- (1) 接種豚は発症しない
- (2) 飼養農場の安心感
- (3) (全国的に接種した場合) 地域の違いによる風評被害がない

【デメリット】

※ ワクチンを接種した豚群においても、全ての豚が十分な抗体を得るとは限らないことから、野外ウイルスの侵入を許す可能性、また侵入時の感染豚の発見を困難にする。

(1) 緊急ワクチン接種 (地域限定)

- ① 野外感染豚とワクチン接種豚が血清学的に区別できないことから、接種豚及び接種豚に由来する豚肉のトレーサビリティや移動制限等が必要になる
- ② 非清浄国となれば、他の非清浄国からの豚肉輸入解禁の圧力が強まる可能性がある
- ③ 消費者がワクチン接種豚に由来する豚肉の購入を控えることなど風評被害が生ずる可能性があり消費への影響が懸念される

(2) 予防的ワクチン接種 (全国)

- ① 野外感染豚とワクチン接種豚が血清学的に区別できず、防疫に支障を来す
(予防的接種は「特定家畜伝染病防疫指針」で認められていない)
- ② 非清浄国となれば、他の非清浄国からの豚肉輸入解禁の圧力が強まる可能性がある
- ③ 長期間のワクチン接種になれば莫大な費用がかかる

豚へのワクチン接種は関係者間の合意形成が大前提

※農林水産省HPより抜粋

果樹産地監視カメラ等導入支援事業について（新規）

1. 目的

本年7月に呉羽地区において、本市の特産品である呉羽梨の樹体が伐採される事件が発生し、出荷前の幸水、豊水等が被害にあった。

このことから、果樹産地において、樹体の伐採や果実盗難等の被害を未然に防止するため、生産組合等が設置する監視カメラ等の費用の一部を補助するもの。

2. 事業内容

- ・事業主体 果樹を生産する農業者で構成される団体（生産組合等）
- ・対象品目 梨、リンゴ及び桃等
- ・対象経費 監視カメラ等の機器購入費及び設置工事費（専用柱設置含む）
監視カメラによる撮影を表示する看板設置費
- ・補助金額等

対象経費	補助率	補助限度額
監視カメラ等の設置費用 (専用柱含む)	1/2以内	1台あたり10万円以内 1団体あたり5台以内
看板の設置費用	1/2以内	1基あたり2万円以内 1団体あたり10基以内